

新工事成績評定の概要

1. 工事成績評定対象工事

- ・請負代金額 130万円超える建設工事。
(但し、成績評定点は500万円超える建設工事。)

2. 工事成績評定者

- ・従来の評定者である監督員、検査員に、新たに総括監督員を追加しました。
 - (1) 監督員：工事担当職員
 - (2) 総括監督員：主管課長が指定する職務級4級以上の職員
 - (3) 検査員：工事検査課職員及び指定検査員

3. 評定方法

- ・評定については、原則として「埼玉県土木工事成績評定要領」および「埼玉県建築工事成績評定要領」を準用し、八潮市独自の考査項目も取入れた評定となっています。
 - (1) 評定については、土木、建築、解体工事の3種類
 - (2) 評定者別考査項目は下表のとおり

考査項目	細別	土木			建築			解体		
		監	総	検	監	総	検	監	総	検
1 施工体制	I 施工体制一般	○			○			○		
	II 配置技術者	○			○			○		
2 施工状況	I 施工管理	○		○	○		○	○		○
	II 工程管理	○	○		○	○		○	○	
	III 安全対策	○	○		○	○		○	○	
	IV 対外関係	○			○			○		
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○		○	○		○	○		○
	II 品質	○		○	○		○	○		○
	III 出来ばえ			○			○			○
4 工事特性	I 施工条件等への対応	○				○			○	
5 創意工夫	I 創意工夫	○			○			○		
6 社会性等	I 地域への貢献		○			○			○	
7 法令遵守等			○			○			○	

※監：監督員、総：総括監督員、検：検査員

(3) 考査項目別運用表での評定

各評定者は、評定者ごとの考査項目別運用表に基づき評定します。この運用表で評価されたランクを工事成績報告書へ記入し、評定点合計が対象工事の評定点となります。※1 但し、500万円以下の工事については、評定点による評定は行わず、工事成績報告書へは各評定者の所見のみを記入します。

なお、主たる工種が無く評価が困難な場合は、最大3工種に絞って評価できるものとします。(運用の目安は、全体工事金額に占める工事金額の割合が50%を超える工種がある場合は、その工種を主たる工種とします。主たる工種が無い場合は、工事金額上位2工種の合計金額で全体工事金額の50%を超える場合は、その2工種で、その他の場合は工事金額上位3工種で評価します。)

※1 工事成績報告書、審査項目別運用表については、別紙(ダウンロード)参照

(4) 工事成績評定点の算出方法

監督員評定点 = 65点 ± 加減点合計 …①

総括監督員評定点 = 65点 ± 加減点合計 …②

検査員評定点 = 65点 ± 加減点合計 …③

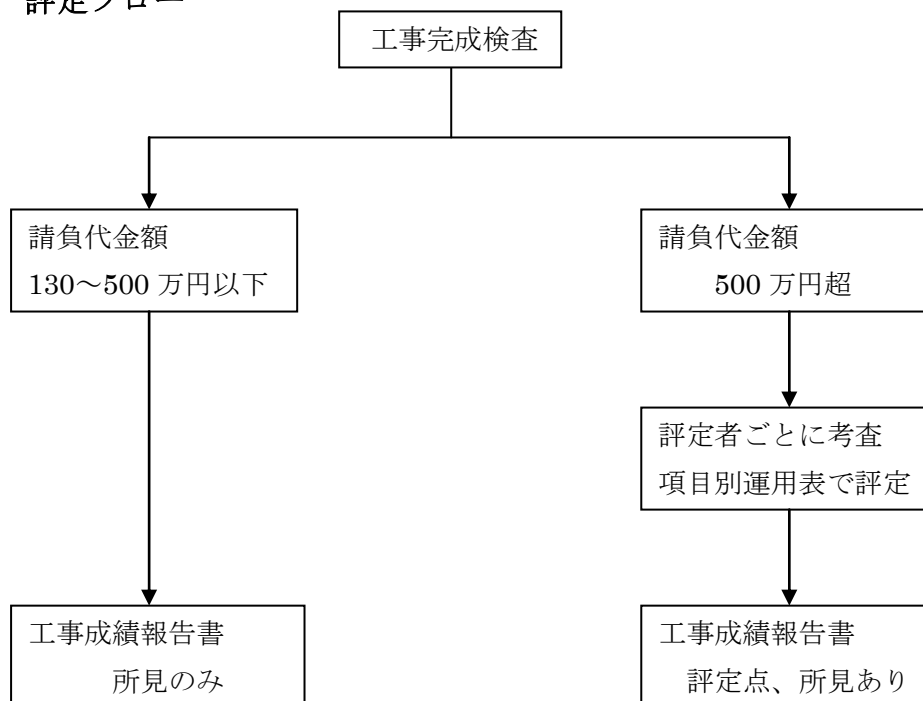
評定点小計 = ① × 0.3 + ② × 0.2 + ③ × 0.5 …④ (土木の場合)

= ① × 0.4 + ② × 0.2 + ③ × 0.4 …④ (建築、解体の場合)

法令遵守等(総括監督員) = 減点 …⑤

※ 工事成績評定点 = 評定点合計 = ④ - ⑤ となります。

4. 評価フロー



※ 上記評価フローで算出した工事成績報告書を基に、工事受注者へは、工事完成検査結果通知書、または工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書として通知します。